

標準見積書で発注 異業種の落札に危機感(しまね組合)

しまねインテリア事業協同組合(渡過順一理事長)は2月12日、13日、20日の3日間、松江市役所本庁、各企業局、松江消防署などを意見交換会と要望書提出のため訪問した。参加したのは、同組合の顧問南波市会議員・渡邊理事長・和木副理事長・岡副理事長・三島専務理事・石田事務局長。

12日には、松江市財務部、契約検査課、建築課との意見交換会の開催及び要望書提出を行った。松江市側から財務部長外3名、組合側から顧問・理事長4名が出席した。

13日には、松江市、松江市教育委員会との意見交換会を開催。松江市側から能美副市長ほか外9名、組合側から顧問・理事長外6名が出席した。

20日には、松江市上下水道局、市立病院、消防本部、ガス局との個別意見交換会を開催。

松江市側から渡通上下水道局長、安部事務局長ほか外12名、組合側から顧問、理事長外4名が出席した。

その目的は、後継者不足に悩む我々内装業界の事業継承・安定生活の維持を果たすため、次の2項目を要望した。

- ① 公共工事並びに物品調達において、法定福利費(社会保険)・諸経費(一般管理費・現場管理費)などを含む標準見積書で発注していただく。
- ② 公共物件の新築工事・修繕工事並びに物品調達(カーテン・ブラインド・暗幕・檜帳・カーペット・じゅうたん・間仕切等)の発注がなされる場合、
 1. 内装仕上工事業の許認可業者
 2. 施工管理技士・登録基幹技能者・技能士(壁装・カーペット・プラスチック系床仕上げ・カーテン他)など、物件に応じていずれかを有する業者
 3. 防災表示者認定業者の3項目を有する者に分離発注していただく。

以上の内容であり、従来の物品購入の落札業者が、異業種であったりしたことへの危機感からこのような働きを試みた。市側の答弁では、カーテン・ブラインド・暗幕・檜帳については、26年度の11月頃より小規模修繕工事としての発注を前向きに考え、その他の案件については保留との回答を得た。

同組合は「今後は、県側への働きを試み、内装業界の認知度アップに全力投球し、業態としての確固たる基盤を築きたい」と話している。

日装連新聞(第442号)より引用